



答申第 65号  
令和2年 7月17日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会長 竹本 真



青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正について（答申）

令和2年7月17日付け青市町村第323号で諮問のあった下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

諮問事項

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用・提供することができる事務の追加について

(別紙)

次の事務について、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用・提供することができるものとして追加することに、異議ありません。

- 知事が本人確認情報を利用・提供することができる事務  
高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務